

成給へりなど語りしかば、略○中 又領主へ願を奉りけるに、孝養の意を感じ給ひ、官廳に達し給ひしかば、明る春免許を蒙り新島に渡りぬ。略○中 新島に著てみれば、纔に九尺四方計の柴の庵に、與十郎は實も盲人になりてさしうつむきて有。略○中 さて流罪御免のこと、再應願出しければ、島、長も其孝心を感じ、官の御聞に及びて赦にあへり、江戸にいたりし時、是を賞嘆して金銀を贈る人もあり、通行の路上これを見る人も如堵なりしとぞ。

〔孝義錄肥後四十九〕孝行者傳次郎 孝行者同妻

傳次郎は阿蘇郡小國の郷下城村のものなり、父母の年老て家を譲り、別屋にすみしが、父母ともに茶を好み酒を嗜ければ、傳次郎夫婦ともに朝とく起て茶を煎じ、和らかなる物を調じてす、め、外に出れば必酒を求て歸り、又酒屋の便あるたびごとに買求てたくはへ、その望めるときにす、む、家もとより貧しければ、朝夕の食もよき味をす、むる事あたはねども、夫婦心を用ゐて調へすといふ事なし、傳次郎つねに父にいへるは、すべて食過るは養生の道にあらず、たゞ少しづ、度々にくひて、その程を過し給はず、一日も長く世におはさんこそ、わが願ひなれといひけり、行ときは父の影をふまず、日影さす地に用を便せず、凡日いつるまでいねんことは、天道の罰をそれありと思ひとりて、夫婦ともに夜明ぬさきに起けるとぞ、父のすみたる屋の思ふやうにもあらぬを、心苦しく思ひしが、貧き中には心にもまかせざりしを、とかく營み作りてすませぬ、久住の驛はこの所より八里ばかりへだ、りしを、領主の江戸にゆくたびごとに、此驛を過る時は、里人みなその所にゆきて役をつとめしが、傳次郎が生れつき健かならねば、重荷をおふ事あたはずか、れば賃を出して、人を雇ひ出す事なるを、傳次郎はたゞ賃を出して己が家に安く居ん事あるべからずとて、はるく久住の驛に行て、己が力に堪べき事はつとめ、力にたへざる所のみ賃を出して人を雇ひけり、その妻もまたなみくならぬものにて、舅姑に孝を盡し、夫を敬